

1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る省令の基準と条例で定める基準の比較

条例で定める内容は、省令で示された「従うべき基準」については、それぞれの基準に準じ、同内容とし、「参酌すべき基準」についても一部を除き、同内容とする。

	省 令	条 例	内 容	基準の類型
本則	第5条	第5条	放課後児童健全育成事業の一般原則	参酌
	第6条	第6条	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	参酌
	第7条	第7条	放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	参酌
	第8条	第8条	放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等	参酌
	第9条	第9条	設備の基準	参酌
	第10条	第10条	職員	従う・参酌
	第11条	第11条	利用者を平等に取り扱う原則	参酌
	第12条	第12条	虐待等の禁止	参酌
	第13条	第13条	衛生管理等	参酌
	第14条	第14条	運営規程	参酌
	第15条	第15条	放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	参酌
	第16条	第16条	秘密保持等	参酌
	第17条	第17条	苦情への対応	参酌
	第18条	第18条	開所時間及び日数	参酌
	第19条	第19条	保護者との連絡	参酌
	第20条	第20条	関係機関との連携	参酌
第21条	第21条	事故発生の防止及び発生時の対応	参酌	
附則	第2条	第2条	職員の経過措置	従う

* 省令：放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

2 基準設定の考え方

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めるに当たり、省令で定められている基準に基づいて、本市における放課後児童健全育成事業の実態を基本とし、検討した結果、下記のとおり定めた独自基準を除き、省令で定められている基準を本市の基準とすることが妥当であると判断したため、同内容の基準

を条例において定めるものとする。

※独自基準

省 令	条 例	内 容
	第 5 条第 3 項	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」，「芦屋市暴力団排除条例」等の趣旨を考慮し，放課後児童健全育成事業者の一般原則として，①役員が暴力団員でないこと。②放課後児童健全育成事業者が暴力団密接関係者でないこと。を加える。
第 5 条第 4 項	第 5 条第 5 項	運営の内容について，常に改善を図らなければならないことを加える。
第 6 条	第 6 条	①非常災害に際しての対応を明確にするため，非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し，それらを定期的に職員に周知しなければならないこと。②非常災害に備えるため，少なくとも毎月 1 回は，避難，救出その他必要な訓練を行わなければならないこと。を加える。
	第 8 条第 3 項	職員の計画的な育成に努めるため，研修の実施計画を策定し，実施した研修の記録を保管するとともに，必要に応じて研修の内容の見直しを行うことを加える。
第 21 条第 1 項	第 21 条第 1 項 及び第 3 項	事故の発生又はその再発の防止のための対応として，①事故が発生した場合の対応，事故発生の防止のための指針を整備すること。②事故が発生した場合等に，当該事実が報告され，改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。③事故発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。④事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこと。を加える。